

県立病院経営形態の見直しに係る意見交換会（第3回）～概要～

- 1 日 時 平成20年8月1日（金） 13時05分～16時00分
- 2 場 所 全建総連ビル 4階 会議室
- 3 出席者 別紙のとおり（一部、代理出席あり）
- 4 意見交換の概要

○組合側の発言

なぜ今、独法化なのか。

→当局の回答（総合医療センター）

医療をとりまく環境は激変しており、全国の自治体病院の80%が赤字になっており、経営について考えなくてはいけない。そのために人材の確保や経営改善をしていく上で、従来の枠の中では自由裁量がなく、臨機応変に対応できないためである。

○組合側の発言

独法化の先進事例の視察を行っていると聞いているが、独法化が上手くいっていない病院の話は入ってこない。そのような報告はないのか。

→当局の回答（総合医療センター）

那覇市立病院では、事務職員以外は全て法人職員にしており、職員が70人程辞めたと聞いている。先進の事例でも、独法化で成功したかどうかはまだ結果が出ていない。ただ、現時点で最良の方法として最も多く考えられているのが独法化である。

○組合側の発言

総合医療センターについて、夜間勤務のための環境の整備を拡充すべきではないか。

→当局の回答（総合医療センター）

整備の業者も決まり、8月中旬に工事が始まり、平成22年4月に旧棟解体・外構工事を除いて完了する予定である。職場環境については、風呂までは難しいが、シャワーの整備までは考えている。駐車場についても平成22から23年度にかけて整備する予定である。環境整備については、今回の工事の中でできる限りのことは行う予定である。

○組合側の発言

現状、職員に対する思いやりにかけ、儲け主義。時間外勤務手当の処理の遅れに対しても謝罪の言葉すらない。信頼を求められても納得できるものでない。

→当局の回答（総合医療センター）

時間外勤務手当の処理について、調査はほぼ終わっている。予算計上をしなければいけないので、もう少し時間をいただきたい。管理会議で院長が説明をしているが、あまり伝わっていないみたいなので、私から現在の状況を説明させていただいた。

○組合側の発言

独法化によって、トップダウンが強くなるのではないか。

→当局の回答（総合医療センター）

透明で自律的で迅速な対応ができ、下からも意見が上がってくるような組織にすることが大切であり、これから考えていくことである。

○組合側の発言

不採算医療もやり職員も増やし、これでやっていけるのか。今の黒字は人件費を削ってのものであって、かなりの収入増が無い限りやっていけない。逆に赤字又は医療のレベルの低下になるのではないか。

→当局の回答（総合医療センター）

不採算部門に対する県の負担は独法化しても変わらない。それは法律でも担保されている。人件費を削って黒字にしているわけでないし、今も県としては病院に対して赤字補填はしていないのでその点では独法化後も変わらない。

○組合側の発言

個々の職員の希望をどれだけ聞き入れてもらえるのか。

→当局の回答（総合医療センター）

どのような形で、どこまでの希望を聞くかは、現在検討している。

○組合側の発言

各職場に、派遣の職員とプロパー職員が混在した場合の労務管理についてはどのように考えているのか。例えば、那覇市立病院は、派遣職員の給料を100とすると、プロパー職員の給料は95としたという話を聞いている。

→当局の回答（総合医療センター）

派遣職員もプロパー職員も病院で労務規程を作成しその中で管理していく。命令系統は一緒なので差をつけることはできないと考えている。

○組合側の発言

独法化後、毎年度推定黒字はどのくらいを想定しているのか。

→当局の回答（多治見病院）

平成21年度に新西病棟完成予定であり、平成22年度から入院患者増を予想している。材料費等の経費節減と合わせて、平成20年度の1億円程度の赤字見込みを平成23年度には解消することを考えている。平成25年度以降は7対1看護を目指して努力しており、その後は毎年1～2億円程度の黒字を想定している。

○組合側の発言

経営を考えた場合、看護師等確保対策のための支出に重点を置いた時、削減対象をどこに置くのか。

→当局の回答（多治見病院）

当面できるのは、後発医薬品の使用による薬品費の減、DPC導入による診療材料費の減を考えている。

○組合側の発言

職員の採用が自由になっても、給料が安ければ集まらない。何を基準にするのか。

→当局の回答（多治見病院）

看護師不足の一つの要因は、多治見から名古屋へ流出していることである。名古屋圏とのレベルを一緒にしなければいけない。まずは地域手当（名古屋1.2%、岐阜2.5%）を合わせることが必要かと考えている。

○組合側の発言

今年採用されたが、採用試験の際には独法化については全く知らされていなかった。公務員として採用され、いざ4月に入ってみたら独法化といわれてもおかしな話だと思う。

→当局の回答（多治見病院）

「独法化するかもしれない」ということは記載できず、臨機応変に対応できないところが、公立病院の限界ではないかと考えている。今の段階でも公には言えない。今の状況をなるべくインターネットで公表するようにはしている。

○組合側の発言

アルバイト職員が多くなり、正規職員はわずかになってしまふのではないか。

→当局の回答（多治見病院）

多治見病院の基本理念は「安全で、やさしく、あたたかい医療に努めること」である。アルバイトばかりでは絶対に守ることはできない。病院は責任の重いところであり、アルバイトに責任を取らせる事はできない。アルバイトは最低限の人数しか採用しない。

また、今の現業の人たちの職は保証する。

○組合側の発言

委託業務は現在の入札制度により、資質に関係なく決まるため現場では契約が切れる頃、次の業者に不安がある。良い業者であれば複数年契約できないか。

→当局の回答（多治見病院）

法人になれば複数年契約ができる。民間病院と対等に張り合える規則の中で、競争していくかなくてはいけない。

○組合側の発言

もっと人材が集まる病院にするための努力をしてから、独法化を検討しても良いのではないか。地域住民も交えて検討する必要があるのではないか。

→当局の回答（下呂温泉病院）

人材が集まる病院にしていくことが何よりも重要であり、独法化を一つのきっかけとして、職種の垣根を越えて魅力ある病院にするために、一人ひとりが努力していくべきだと考えている。

引き続き充実した地域医療を提供していくことで、住民の期待に応えていきたい。

○組合側の発言

病院ごとに独法化すれば、下呂温泉病院の経営が悪化するのは避けられないのではないか。

→当局の回答（下呂温泉病院）

病院経営のさらなる悪化は、独法化とは直接関係なく、今後の国の医療政策のあり方と当院の経営姿勢にかかっている。ただ、仮に当院が単独で独法化される場合は体が弱小になってしまうので、地域医療の低下につながらないように、人材の確保及び経営の安定に向けた、県の確固たる支援が必要であり、収益を増やしていくことが必要だと考えている。

○組合側の発言

3病院3法人となると病院毎に格差が生まれるが、そういった中で病院間でどのように協定を結び人事交流していくことになるのか。

→当局の回答（下呂温泉病院）

人材の確保は下呂にとって最重要課題の一つであり、3病院及び県との間で十分協議を行い、協定の実効性が確保できるよう努力する。今と同じように人事交流ができるようにしていく。

○組合側の発言

なぜ、医師や看護師のような休みも少ない状態で頑張っている人達が選択肢もないまま法人職員となるのか。

→当局の回答（下呂温泉病院）

医師、看護師は、病院の中核的職種であるので、原則として法人職員としての身分でご活躍いただきたい。法人にとって、定款、財産及び職員が重要な構成要素である。

○組合側の発言

法人化後は、経営が優先されて、人員削減や検査の外注化が行われるのではないか。患者へのサービスが低下するのではないか。

→当局の回答（下呂温泉病院）

法人化後も、医療サービスの低下を招くことのないよう引き続き県立病院として、適正な地域医療の提供に努めるのが大前提である。なお、厳しい経営環境の中で、独立法化的有無とは関係なく、不断の経営努力、すなわち収益を増やしていくことが求められている。

○組合側の発言

下呂温泉病院の新築はいつになるのか。

→当局の回答（下呂温泉病院）

地元下呂市からの強い要望もあり、早期着工を目指して県側と調整中である。

○組合側の発言

病院の移転に伴う診療規模、存在意義、コンセンサスとそのシミュレーションそれらの中で、リハビリテーションについてどのような青写真なのか。

→当局の回答（下呂温泉病院）

金山病院を始め、下呂市の他の医療機関との役割分担、連携のあり方も検討しつつ、職員の皆さんとの意見も伺いながら、新病院の基本計画をとりまとめていく予定である。その中でリハビリ部門のあり方も検討していく。

○組合側の発言

法人となっても、不採算部門への県の負担はできるのか。

→当局の回答（医療整備課）

負担は全く同じである。法人になっても今まで通り総務省の通知に基づいて負担をする。ただし、県の財政状況は非常に苦しく、その点から見直すことになるかもしれない。法人化しようがしまいが、今の額を今後、保証できるかどうかは分からぬ。

○組合側の発言

県民の意見をもっと聞いてはどうか。

→当局の回答（医療整備課）

法人化に関する外部有識者の懇談会を2回行った。また、NPO、労働、主婦などの団体の方々にインタビューを行った。さらに、県政モニターの方々に対して、独法化に対するアンケートを行っている。いずれも結果はHPに載せる予定である。インタビューでは、救命救急、周産期医療等民間では難しいところを県病院が担保してくれるのであれば経営形態はこだわらないという意見が多かった。

○組合側の発言

人手不足は県病院だけの問題ではないのに、どこから人員を連れてくるつもりか。県病院が良ければそれでいいのか。

→当局の回答（医療整備課）

岐阜大学医学部の卒業生が他県へ流出するのを防ぐため、今年度からの定員10名増に併せて、県内出身者を優先的に入学させる地域枠を設定したり、県内就業を条件とした奨学金を創設したりしている。

また、看護師については、例えば、給与の増額により、愛知県等への流出を防ぐことが考えられる。

こういった取組みにより、県内で就業する医師や看護師の数を増やすことが重要である。県全体で岐阜県の病院を魅力的にしていくことが必要だと考えている。

○組合側の発言

独法化になる場合の理事長はどう選出するのか。選挙は可能か。

→当局の回答（医療整備課）

これまでどおり、知事が任命することになる。

○組合側の発言

例えば、保健所の職員は公務員（県職員）のままでいられるのか。

→当局の回答（医療整備課）

基本的に公務員（県職員）のままだが、希望をとり病院で働きたいということであれば、異動できるように検討する。

○組合側の発言

職員アパートなどはどうなるのか。

→当局の回答（医療整備課）

既に関係課と協議を進めているが、法人になっても利用できるようにする。

○組合側の発言

法人化の枠組みが1法人3病院から3法人3病院に変わったのはなぜか。

→当局の回答（医療整備課）

知事への提言では法人の形態については病院の意向を聞いて決めてほしいということだったので、当初から1法人3病院だったわけではない。

3法人3病院であれば各病院での迅速な意思決定が可能となり、職員の意見が反映されやすくなる。1法人では迅速に動けない。

○組合側の発言

独法化と下呂温泉病院の移転新築はセットなのか。

→当局の回答（医療整備課）

セットではない。独法化しなければ移転新築はしないという話ではない。

○組合側の発言

金山病院を始めとする下呂市の医療機関とは今後どう連携していくのか。地域は下呂温泉病院を本当に必要としているのか。

→当局の回答（医療整備課）

他の医療機関との役割分担というのは新病院となってからも重要な検討課題である。下呂温泉病院は主に高度急性期医療を担い、他の医療機関は初期慢性期医療を担うという体制を検討している。

下呂温泉病院の存続に対する地元の要望は強いと承知している。

○組合側の発言

病院職員にアンケートを実施したところ、独法化に対する不安としては大きく3点ある。1つ目は、保障。2つ目は、いくら説明を聞いても先が見えない。3つ目は、病院の将来がどうなるのか分からぬ。そのへんをはっきりさせて欲しい。

また、看護師の人員確保をしてもらえるのか。

→当局の回答（医療整備課）

できるだけ早くシミュレーションを示したい。

また、人員確保については、独法化したからすぐに人が集まるということではないので、我々だけでなく、現場の皆さんも一緒になって考えていただきたい。

○組合側の発言

県が開催している懇談会の中で、委員から独法化すべきという発言があり、それによって独法化が決定してしまっているように思えるが。

→当局の回答（医療整備課）

懇談会は諮問機関ではなく、あくまで意見をいたたく場である。委員が独法化に賛成する発言をしたからといって、それで独法化が決まるというわけではない。

○組合側の発言

今年の1月16日に3病院の院長から提言書が提出されて、同日付で懇談会が設置されているのはおかしいのではないか。法人化のためのアリバイ作りのようにも思えるが。

→当局の回答（医療整備課）

病院のあり方については昨年の5月から検討されており、いきなり提言書が出されたわけではない。事前に準備をしていたということである。

○組合側の発言

公務員であれば給料が法律で保障されているが、独法化するとタガが外れることになる。シミュレーションで給料を保障すると言われても、例えば3年後、5年後に経営が悪化すれば給料が下がることになるのではないか。

→当局の回答（医療整備課）

例えば、法人になって5年後に経営悪化で給料がカットになるならば、県立病院のままであってもそれは病院としての存続が危ぶまれる状況である。そうなれば、たとえ公務員のままでいたとしても、身分や給与が保障されるとは言えない。

第3回当局との意見交換会

2008年8月1日
全建総連4F会議室

【次 第】

進行（本部・阿部）

1 挨拶 13:15

・岐阜県職員組合病院協議会代表 福田重敏

・岐阜県健康福祉部医療整備課長 平山宏史

2 組合側の発言と病院当局の回答

① 岐阜県総合医療センター 藤村みち子（看護師） 13:30
山口博司（診療放射線技師）

→ 回答（総合医療センター・事務局長）

② 多治見病院 佐合直美（看護師） 13:50
深津隆（臨床検査技師）

→ 回答（多治見病院・事務局長）

③ 下呂温泉病院 細江秀太（理学療法士） 14:10

→ 回答（下呂温泉病院・事務局長）

3 医療整備課回答 14:30

4 意見交換 14:50

・2、3の発言を踏まえて

5 県職・総括意見（深谷委員長） 15:35

15:45 終了

意見交換会・座席表（出席者名簿）

2008.8.1 (金)
全建総連・4階会議室

本部役員、担当書記（陪席）

●印 発言予定者

県職本部 副中央執行委員長 (進行担当) 阿部 荣治	県職本部 中央執行委員長 深谷 勝之
----------------------------------	-----------------------

多治見・総務課 (管財) (書記次長) 伊藤 博文 ○課長補佐	多治見・看護師 (協議会代表) 木方 美智子 ○技術課長補佐	多治見・診療放射線技師 (書記次長) 山口 博司 ●技術主査	下呂・医療セ-ビス課 (本部 中執) 杉原 幸晴 ○主任	下呂・臨床検査技師 (協議会代表) 酒井 美登里 ○主任技師	下呂・看護師 (協議会代表) 桐山 佳子 ○主任技師	総合・薬剤師 (協議会代表) 中野 剛志 ○技師	総合・理学療法士 (協議会代表) 森島 敦夫 ○課長補佐	総合・総務課 (用度) (本部 中執) 森本 剛任 ○主任
多治見・看護師 (協議会代表) 丹羽 秀政 ○技術主査	多治見・理学療法士 (副支部長) 森 博昭 ○主任技師	多治見・看護師 (副支部長) 藤村 みち子 ●技術主査	多治見・臨床検査技師 (書記長) 近藤 倫久	多治見・臨床検査技師 (書記長) 馬渕 俊治	多治見・看護師 (支部長) 奥田 吉彦 ○技術主査	多治見・診療放射線技師 (本部 中執) 福田 重敏 ○技術課長補佐	多治見・看護師 (支部長) 佐合 直美 ●看護師長	下呂・臨床検査技師 (書記長) 佐藤 則昭 ○技術主査
下呂・医療セ-ビス課 (本部 中執) 杉原 幸晴 ○主任	下呂・看護師 (協議会代表) 酒井 美登里 ○主任技師	下呂・看護師 (協議会代表) 桐山 佳子 ○主任技師	下呂・臨床検査技師 (協議会代表) 中野 剛志 ○技師	下呂・看護師 (協議会代表) 森島 敦夫 ○課長補佐	下呂・看護師 (支部長) 大坪 邦子 ○技術課長補佐	下呂・看護師 (支部長) 深津 隆 ●技術課長補佐	下呂・看護師 (支部長) 大坪 邦子 ○技術課長補佐	下呂・看護師 (支部長) 深津 隆 ●技術課長補佐
下呂・理学療法士 (協議会代表) 細江 秀太 ●技師	下呂・理学療法士 (書記長) 酒井 真治 ●技術課長補佐	下呂・理学療法士 (書記長) 酒井 真治 ●技術課長補佐	下呂・理学療法士 (書記長) 酒井 真治 ●技術課長補佐	下呂・理学療法士 (書記長) 酒井 真治 ●技術課長補佐	下呂・理学療法士 (書記長) 酒井 真治 ●技術課長補佐	健康福祉政策課 健康管理課長補佐 間宮 康則 ●課長補佐	健康福祉政策課 健康管理課長補佐 間宮 康則 ●課長補佐	健康福祉政策課 健康管理課長補佐 間宮 康則 ●課長補佐
← (挨拶)	→ (挨拶)							

下呂温泉病院 事務局長 宇野 秀宣	下呂温泉病院 多治見病院 事務局長 岩田 敏雄	下呂温泉病院 多治見病院 事務局長 清生 烈	下呂温泉病院 多治見病院 事務局長 平山 宏史
多治見病院 事務局長 岩田 敏雄	多治見病院 事務局長 清生 烈	多治見病院 事務局長 平山 宏史	多治見病院 事務局長 平山 宏史
総合医療センター 副事務局長 清生 烈	総合医療センター 副事務局長 清生 烈	総合医療センター 副事務局長 清生 烈	総合医療センター 副事務局長 清生 烈
法人化推進室 県立病院法人化推進担当 課長補佐 坂井田祐二	法人化推進室 県立病院経営支援担当 課長補佐 林 隆彦	法人化推進室 県立病院・看護大法人化 推進室 長 中島富士雄	法人化推進室 県立病院・看護大法人化 推進室 長 中島富士雄
法人化推進室 県立病院・看護大法人化 推進室 長 酒井 真治			